

予算決算常任委員会〈全体会〉会議録

令和6年6月4日（火）

令和6年6月4日（火）午前11時5分から予算決算常任委員会〈全体会〉を第一委員会室に招集した。

- 出席した委員は、次のとおりである。

委員長 丸山 国一 副委員長 矢崎 友規

委員 中村 勝彦 日向 正 岡部紀久雄 廣瀬 明弘 高畑 一幸

委員 青柳 好文 高野 浩一 飯島 孝也 小林 真理子 相沢 俊行

委員 小野 公秀 佐藤 浩美 有賀 公子 荻原 哲也

- 欠席した委員

なし

- 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 平塚 悟

- 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長 前田 政彦

総務課長 手塚 秀司

財政課長 田口 俊

市民課長 土橋 美和

総務課 三枝 俊和 財政課 山本 昌康 市民課 松沢 則子

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

事務局長 中村 賢一 書記 姫野 敏樹 星野 楓

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第44号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

[開会 午前11時05分]

- 委員長（丸山国一君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知ください。

ただいまの出席委員16人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 議長が見えておりますので、挨拶をいただきます。
- 議長（平塚 悟君） 定例会初日での予算決算常任委員会の開催となりました。委員全員16名での審査となります。

初日の議決案件を求められていますので、慎重審査をよろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開 議

- 委員長（丸山国一君） これから本日の会議を開きます。
本日の議題につきましては、本日の本会議において、当委員会に審査を付託された補正予算案1件について審査をお願いいたします。
-

議案第44号

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第44号令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。
当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（丸山国一君） 説明は終わりました。
これより質疑を行います。
佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） お願いします。国から4月に指示が来たということで、大変な思いをされてやられていると思います。ありがとうございます。

確認なんですけれども2つあって、1つは簡単なことから。このシステム改修の委託をする委託先を教えて欲しいということが一つ。2つ目は、確認なんですけれども、これは12月からマイナ保険証に統一するということなんだけれども、マイナ保険証を持っていない人については資格証を出すということ、それから、今保険証を持っていて、マイナ保険証を持っていない人、マイナカードを持っていないで、今保険証を持っていない人はどうするのか。

それも資格証になるんですか。それとも、その時から国保に変わった人が資格証になるのかということ。そのためのシステム改修だという風に考えて良いと思うんですが、

その中身をもう少し詳しく教えてください。すいません、お願いします。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 委員の質問にお答えいたします。

まずは1点目の改修を行う事業者ですが、現行のシステムを機能しておりますYsk e-comの方にお願いいたします。

あと、改正の内容につきましてですけれども、現行の健康保険証の発行については、令和6年度の12月2日に終了するというので、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。それに伴って、12月2日からは、現在発行されております被保険者証の新規発行がされなくなります。

ですので、その時点でお持ちの被保険者証を、例えば紛失されたりとか、それから有効期限が来る方については、新たな健康保険証が発行されないという状況になります。ですので、マイナンバーカードと健康保険証が紐付いているマイナ保険証を現在お持ちの方は、今後はそちらを利用していただく。

そしてマイナ保険証を保有しない方、紐付いていらない方については、それに代わるものとして、このシステム改修によって発行が可能とする機能を追加される資格確認書というものが交付されることとなります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

確認ですけど、すいません。今普通の紙の保険証しか持っていない人は、来年まではそのまま使えるわけですよね。それは来年の7月、いつも7月に保険証が送られて来るので、来年の6月まではそのまま使えるということなんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

保険証の方は7月に発送をさせていただいて、8月1日から来年7月31日までのものが発行されます。通常ですと、1年間の有効期限ということで、来年の7月31日までのものが発行されます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） 分かりました。だから、3種類の人が出るということで、マイナ

保険証を持ってる人は、そのままずっとマイナ保険証でいいということですよ。普通の紙の保険証しか持ってない人は、途中でその資格を失わない限り、来年の7月までそのまま使えます。で、途中で保険証を無くしちゃったりした人は、資格証っていうのを申請して使えるということですよ。

その確認なんですけど、そうすると、保険証というのは毎年、1年経てば自動的に送ってもらえるんだけど、今、保険証だけしか持ってない人は、来年はどうなるわけですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 今後の流れというか、先ほど少し修正をしたい部分もございますので お話しさせていただきます。

7月の中旬に、8月1日から1年間分の、通常ですと1年間分の保険証を発送させていただきます。そして、9月の下旬にですね、被保険者の資格情報を確認していただくための、個人番号のお知らせというものを、全員に送らせていただきます。

それは、個人番号の下4桁を含む通知書になります。そして、12月1日になりますと、新規の被保険者証は発行できなくなりますので、例えば、新規で転入だったりとか、保険の変更で国保になれる方につきましては、マイナ保険証を保有していない方、紐付けがされていない方については、資格確認書というものを発行します。

そして、マイナ保険証を保有される方は、資格情報のお知らせというものを、あなたの保険はこういう形になります、今の保険証と同じ内容をお示しするものをその場で交付します。

新規ではない、例えばカードの紛失だったりとか、それから、電子証明が不具合でうまくマイナカードが使えないという方につきましては、申請によって資格情報のお知らせを申請によって交付するという形になるようです。

例えば、今年の8月からの保険証については1年間の有効期間がございますので、来年の7月31日まではその保険証をお使いいただくことができます。ただ、来年の7月31日にその保険証はもう使えなくなってしまうし、新しい被保険者証という名称のものは発行されなくなりますが、マイナ保険証を保有しない方には資格確認書というものを来年の7月中にお送りさせていただきます。

そしてマイナ保険証の保有者については、資格情報のお知らせという、あなたの保険はこういうものですよっていう、今の保険証の内容を、また改めてお伝えするっていうも

のを通知として送りするっていう形になるようです。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 大変丁寧に説明していただき、ありがとうございました。

ようやくわかりました、というぐらい、本当に複雑で本当に市民課の方々の業務も大変だということをお察し申し上げます、ということでマイナ保険証については色々と言いたいこともありますけれども、この議案は、そういういろんな人が、お医者さんにかかれなことがないように、きちんとやるというためのシステム改修だということを理解いたしました。

○ 委員長（丸山国一君） 他に質疑はございますか。

中村委員。

○ 委員（中村勝彦君） 資格確認書の、今先ほど、3種類の時期が12月には出てくるということなんですけど、資格確認書に記載されてる内容は、今までの保険証の内容と同じということなんですけど、その医療機関とか事業所の対応とかはどのようになっていくのかなっていうのを。

今、マイナンバーカードで紐付けていうのは、そこで、医療機関の窓口で出せばそれでネット環境でできるんですけど、ネット環境に不備があるとちょっと手間取る時があるんですよ。

だから、このこちらの方のシステム改修が進むのと同時に、市民の方の周知ができるのと、その事業所、医療機関との連携、情報共有も必要になってくると思うんですけども、このシステム改修で、こちらの方のシステム改修でやっていくと思うんですけども、全体的な中の流れでどういう風になっていくのか。

こちらのシステム改修が設計6ヶ月かかります。どの内容を改修します。で、市民の方には、どういう風に伝えていきます。で、事業所との連携をどのようにしていきます。

この3つに分けてご説明いただきたいんですけども。12月までの予定を。

○ 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。

○ 市民課長（土橋美和君） 委員の質問にお答えいたします。

今回の改修の内容につきましてお話しすれば、少しお分かりいただけるかと思います。改修の内容としては大きく3つございます。被保険者証に代わる、先ほどからお話ししております資格者確認書の交付機能を追加するものが、まずは大きく一つ。

そして、先ほどお話ししました、9月に被保険者宛にマイナンバーの確認通知を出すことになりましたので、その通知機能の追加。そして発行する限度額適用認定証の様式の変更というものがございます。

そして3つ目ですね。委員の方から話がありました医療機関などとの連携というところですけども、オンライン資格確認、マイナ保険証を使ってオンラインで資格確認をするシステムが、正しい負担割合をしっかりと情報として保有しているかどうか、というところをチェックする機能の追加をこの度のシステム改修で行う予定になっております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） 後もう一つあった、事業所、市民の方々への対応をどのようなスケジュールでやっていくのか。

社会保障番号制システムの整備費補助金っていうのは、この本日の議決をお願いされてる部分以外にも、後ほども出てくるかなと思うんですけども、色々これだけではなくて、いろんなスケジュール等やらなきゃいけないことが出てくると思うんですけども、ここでその部分もちょっと教えていただけたら。

市民への対応をどうしていくのか。事業所とのやり取りは、どのようなスケジュールなのか。分かってる範囲でお願いしたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

先ほどの9月の下旬に、被保険者の資格情報を個々に確認をいただくために、被保険者全員に、個人番号のお知らせということで、マイナンバーの下4桁をお知らせする。これで大丈夫ですか、ということで被保険者の方に確認をいただくような通知を9月下旬に発送する予定でおります。

そして、11月の広報に健康保険証がこのように制度が変わっているという内容をですね、周知をしたいと考えております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） もう少しスケジュールを詳しく。
土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

9月の下旬に番号のお知らせを出すんですが、その際にリーフレット、国からも示され

た内容のリーフレットを同封してお送りするということになっております。被保険者に対しては、そのタイミング、あとは、周知の一環ですが市役所内のデジタルサイネージなどにも周知の内容を入れていきたいと思っています。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） 最後一つだけ。その事業所、医療機関での整備は順調に進んでおられるのでしょうかね。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。医療機関の対応に関しては、私どもが把握している内容ではございません。ただ、国の方からもマイナ保険証に伴う、その医療機関の体制を整えるようにとの通知は載せているということは承知しておりますので、そちらでそれぞれ対応はされていると思っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 他に質疑はございますか。。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） このシステム改修に6ヶ月、改修期間がかかるということで、大きく3つの改修の中の2つ目にご説明があった、9月のマイナンバーカードのその資格状況の確認を発送するための改修もこれに含まれるってということで、6ヶ月手前ですけど間に合うんですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

6ヶ月まるまるかかる内容としましては、この被保険者証に代わる、その資格確認書の発行について、になります。途中の経過としまして、おそらく3回ほどの途中のパッケージのリリースというものがあまして、随時、その9月の通知発行に対する内容については、検査を行って終了させるという形になるかと思えます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。
相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 国の制度変更に伴う業務ということで、大変だなあというふうに、

まあ、市民にまた理解してもらうのが大変だなと思ってお聞きしておりましたが、基礎データなんですけど、そもそもですね、本市の被保険者の中で、マイナンバー保険証カードで紐付けされている保険証カードをお持ちの方というのは、そもそもどのくらいの割合いらっしゃるんですか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

そういったことをわかるようにするのが、今回の改修の中にもあるんですが、おそらく全国的に見まして、50%程度はマイナ保険証との紐付けはされているということ、先日国保の県の方からお話は伺っています。マイナ保険証の利用率に関しては7%程度で、今のところ推移しているようです。そのように県の方からは、話を伺っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） マイナンバーカードを取得する時期によって、保険証に紐付け、あるいは紐付けされてないと2種類あるんですよ。

この業務が遂行される過程で、先ほど質疑が行われてる通り、市民、被保険者にですけれども、周知、様々な情報提供を行うわけなんですけど、その時にですね、当然付随して予想されるのが、マイナンバー保持しているけども保険証とは紐付けをされていないという、古いというか、かなり前の段階でマイナンバーを取得された方がおられるはずなんですけど、それも対応を、その周知、そしてまたかなり、逆にそちらの方からの対応という業務も出てくるのではないかなと思うんですが、それは市民へ、あるいは被保険者への周知ともども入ってくると考えてよろしいでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

国の施策として、マイナ保険証に移行するということですのでマイナ保険証の利用率の方を上げていかなければならない。ということは、紐付けをする作業について十分に周知は必要と考えております。

ですので、今回の通知文であつたりとか、それから広報の周知であつたりとか、というところ、それから窓口にも、今少しずつ紐付けをしたいというふうにおっしゃって、いらっしゃる方も出ていますので、そういった方たちに、市民の皆様というか、被保険者の方々に十分理解を得られるように周知の方は図っていきたいと考えております。

ただ、だいぶ紐付けも簡単というか、容易にできるようにはなってきていますので、そういうことも合わせてお知らせできたらと思っております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 質問させていただきます。

そもそも、そのマイナンバーカードを持ってない方っていうのも、少なからずまだいらっしやると思うんですが、その方は当然資格確認書という形になるのかっていうことと、先ほど、中村委員も質問してましたけども、医療機関でカードリーダー等が全て100%っていうわけでもない状況で、マイナ保険証を交付していくっていうことを進めて、勧奨していくということですけども、マイナ保険証を持っているのがいいけど、医療機関で使えないというような形の時に、資格確認書という形で、そのマイナ保険証の確認をして、カードリーダーとかないとか不具合だとかっていう時に、そういう資格確認書のような形でマイナ保険証が使えるのか、そういう形になっていくのかお尋ねします。

マイナ保険証の利用率が非常に低いような話ですけども、資格者確認書を交付するという事なので、マイナ保険証を持ってない方については期限が切れたところで資格確認書が自動的に交付されるというふうに考えていいのか、ちょっといくつかになりましたけどもお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

マイナ保険証が、マイナンバーカードを持っていない人が、資格確認書と言いまして、形状としても、おそらく今の保険証と変わらないくらいの大きさの携帯できるようなものが、資格確認書という名称で発行されるのかなというところで、今の県の方でも、全県下ですり合わせをしている状況であります。

そしてマイナ保険証の、マイナンバーカードを持っている。これで保険証と紐付けがされているという方で、もしそれが使えなかった、マイナンバーカードで医療機関に行った時に使えなかったとしても、12月の2日の時点でマイナ保険証の保有者の方には、資格情報のお知らせという、あなたは国民健康保険のこれこれこういう負担割合だったりとかっていうことをお知らせする内容の通知を、マイナ保険証をお持ちの方、保有者の方

たちにはお出しするので、それを医療機関の方に見せればできるような形にはなっています。

今保険証を持っている方は、その保険証が来年の7月31日までは使えます。来年の7月31日になりますとマイナ保険証を所有しない人、紐付いていない人には、資格確認書、このサイズの資格確認書を送ります。

マイナンバーと紐付いている方には、資格情報のお知らせという、先ほど言ってます通知書の形で、あなたの保険内容はこういうことですよという内容を、そちらも申請なく全員に送らせていただくという形になります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） そのデータってどこが管理していくことになるんですか。マイナンバーカードを持っています。保険者証と紐付けされています。国民健康保険です。資格書を出しました。

いろんな情報、データが出てくるんですけども、それって庁内だとどこが担当していくことになるんですか。それかもしくは国なのか。そのデータってどこが管理していくことになるのかな。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

今回のシステム改修で紐付けをされている方たちのデータと、それから持っている被保険者のデータとで突合して、市民課でそのデータは保存するような形になります。

- 委員長（丸山国一君） 日向委員。
- 委員（日向 正君） 質問させていただきます。

今度、移行処置を行うわけですけども、今お話がありました資格確認書の発行と。この資格確認書には、有効期限というのは設定されるのでしょうか。そこについて。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

その辺もですね、今県と他市町村とすり合わせをしている状況であります。1年にするか2年にするか5年にするか、というところで、県で各市町村からの意見を取りまとめていますので、今そういう状況になっております。

まだ方向としては決まっておられません。以上です。

- 委員長（丸山国一君） いろんなことが分かり次第、常任会に報告をするようにしてください。他によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に討論を行います。

討論はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

表決を行います。

お諮りいたします。議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

以上を持って本日の議題は終了いたします。

これを持って予算決算常任委員会を散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長（矢崎友規君） 休憩中の審査、お疲れさまでした。

また、当局におかれましても、説明をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午前11時39分〕